

保安3法手数料一覧

（火薬類取締法）

事務内容	金額			
【製造許可】	220,000			
【販売営業許可】	イ 競技用紙雷管のみの販売営業の許可の申請に係る審査		25,000	
	ロ その他の販売営業の許可の申請に係る審査		110,000	
【火薬庫設置・移転許可】	設置又は移転の許可の申請に係る審査		73,000	
	構造又は設備の変更の許可の申請に係る審査		8,300	
【製造施設・火薬庫の完成検査】	製造施設の完成検査		41,000	
	火薬庫の設置又は移転の工事に係る完成検査		41,000	
【製造施設・火薬庫変更後完成検査】	製造施設の完成検査		41,000	
	火薬庫の構造又は設備の変更の工事に係る完成検査		23,000	
【譲渡許可】【譲受許可】	譲渡しの許可の申請に係る審査		1,200	
	イ 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査		2,400	
	ロ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が 25 キログラム以下の場合		3,500
		(2) その他の場合		6,900
【輸入許可】	イ 申請に係る火薬及び爆薬の数量が 25 キログラム以下の場合		12,000	
	ロ その他の場合		25,000	
【消費許可】	7,900			
【特定施設等定期保安検査】	41,000			

（高圧ガス保安法）

事務内容	金額		
【第 1 種製造施設設置許可】	イ 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者（ロに掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積（圧縮、液化その他の方法で 1 日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、47 の項及び 53 の項において同じ。）が 100 立方メートル以上の設備	31,000 から 560,000
	ロ 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。47 の項及び 53 の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積が 100 立方メートル以上の設備	7,400 から 91,000
	ハ 同条第 1 項第 2 号に該当する者 次に掲げる設備の冷凍能力に応じ、次に定める範囲内の金額	冷凍能力が 20 トン以上の設備	36,000 から 110,000
【第 1 種製造施設変更許可】	イ 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して増加する場合	26,000 から 370,000
		その他の場合	16,000
	ロ 同号に該当する同条第 1 項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して増加する場合	5,100 から 65,000
		その他の場合	3,200
	ハ 同項第 2 号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して増加する場合	30,000 から 69,000
		その他の場合	16,000
【第 1 種貯蔵所設置許可】	25,000		
【第 1 種貯蔵所変更許可】	イ 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合		14,000
	ロ その他の場合		11,000
【第 1 種製造施設】	46 の項の下欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額（高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100）		
【第 1 種貯蔵所完成検査】	18,750		
【特定変更工事完成検査】	47 の項の下欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額（高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100）		
	49 の項の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額		
【高圧ガス輸入検査】	イ 容積 1,000 立方メートル以上（液化ガスにあっては、質量 10 トン以上）の高圧ガスに係る検査		27,000
	ロ 容積 300 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量 3 トン以上 10 トン未満）の高圧ガスに係る検査		21,000
	ハ 容積 300 立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量 3 トン未満）の高圧ガスに係る検査		13,000

【特定施設保安検査】	イ 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者（口に掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積が ¹ 100 立方メートル以上の設備	33,000 から 610,000
	ロ 同号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積が ¹ 100 立方メートル以上の設備	7,700 から 95,000
	ハ 同項第 2 号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の冷凍能力に応じ、次に定める範囲内の金額	冷凍能力が 20 トン以上の設備	42,000 から 120,000
【容器検査】	イ 温度零下 50 度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査 次に掲げる容器の内容容積に応じ、次に定めるいずれかの金額	内容積 500 リットル以下の容器	1 個につき 6,600 又は 16,000
	ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額	内容積 500 リットル以下の容器	1 個につき 150 から 320 に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 57 を加えた金額
	ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額	内容積 500 リットル以下の容器	1 個につき 140 から 210 に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 3 を加えた金額
	ニ その他の容器に係る容器検査 次に掲げる容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額	内容積 500 リットル以下の容器	1 個につき 80 から 7,100
【容器再検査】	イ 温度零下 50 度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器再検査 容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1 個につき 6,600 から 16,000 に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 1,600 を加えた金額
	ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1 個につき 150 から 320 に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 57 を加えた金額
	ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1 個につき 140 から 210 に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 3 を加えた金額
	ニ その他の容器に係る容器再検査 容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1 個につき 80 から 7,100 に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 380 を加えた金額
【附属品検査】	イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の内容容積に応じ、次に定めるいずれかの金額	内容積 500 リットル以下の容器	1 個につき 24 又は 31
	ロ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の内容容積に応じ、次に定めるいずれかの金額	内容積 500 リットル以下の容器	1 個につき 21 又は 540
【附属品再検査】	イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品再検査 容器の内容容積に応じ、次に定めるいずれかの金額		1 個につき 24 又は 31
	ロ その他の容器に装置される附属品に係る附属品再検査 容器の内容容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1 個につき 21 から 1,100
【容器検査所登録又は更新】	16,000		
【容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力変更適合刻印・抹消】	1,400		

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

事務内容	金額	
【販売事業登録】	31,000	
【販売事業者登録簿謄本の交付】	1 通につき 630	
【販売事業者登録簿閲覧に関する事務】	1 回につき 460	
【保安機関認定】	34,000 と 6,900 に新たに行う保安業務区分の数に乗じて得た額との合計額	
【保安機関認定の更新】	14,000 と 6,900 に保安業務区分の数に乗じて得た額との合計額	
【一般消費者等数増加認可】	20,000 と 6,900 に保安業務区分の数に乗じて得た額との合計額	
【保安確保機器の設置及び管理方法の基準適合認定】	イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000 戸未満の場合	55,000
	ロ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000 戸以上 10,000 戸未満の場合	80,000
	ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 10,000 戸以上の場合	98,000
【貯蔵施設設置許可 / 特定供給設備設置許可】	21,000 に貯蔵施設又は特定供給設備の数に乗じて得た金額	

【貯蔵施設変更許可 / 特定供給設備変更許可】	15,000 に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
【充てん設備変更許可】	17,000 に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
【貯蔵施設・特定供給設備】	イ 31,000 に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第 20 条第 1 項 又は第 3 項 の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号 の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項 において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	ロ 24,000 に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
【充てん設備完成検査】	イ 36,000 に充てん設備の数を乗じて得た金額
	ロ 27,000 に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
【充てん設備設置許可】	28,000 に充てん設備の数を乗じて得た金額
【充てん設備保安検査】	27,000 に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額